

PAC ガーディアンズ通信

第29号 2020年1月21日

発行: 特定非営利活動法人PACガーディアンズ

令和元年度 PAC ガーディアンズ定例勉強会報告

「権利擁護支援の実践報告と地域づくり」 ～ 本人中心の権利擁護支援へ 繋げるために～ 理事 島田 貴美代

11月16日に開催された定例勉強会は、滋賀県「NPO法人あさがお」(以下、「あさがお」という。)の尾崎史元所長と、愛知県「NPO法人知多地域成年後見センター」(以下、「知多地域成年後見センター」という。)の今井友乃事務局長をお迎えし、権利擁護支援についてお話いただきました。

尾崎氏によると、滋賀県は20数年前に起こった「サングループ事件」(障害者が住み込みで働く会社で、日常的暴力や年金詐取等の虐待)を契機に権利擁護支援の必要性を痛感し、2005年大津市に「あさがお」を設立したとのこと。主な活動は、権利擁護相談、法人後見、普及啓発等で、相談事業は大津市と滋賀県からの受託で、専門職による助言もあり、二次的な相談窓口としても位置付けられています。法人後見事業は累計240人の被後見人を担当、高齢者5割、障害者5割で、財産管理は事務部門で担当しているとのことでした。

相談や後見事業の中で見えてきた課題は、地域の中で見過ごされている問題があり、相談がきちんと拾えているのか?ということ。職員のスキルアップの機会が不足しており、質の向上が図れていないのではないかとということ。そして相談や後見人を担当する数には限界があるということでした。対策としては、県内の権利擁護支援センター等との連携や、専門職団体とのネットワーク等の横の繋がりの強化。市民を養成して後見活動員を雇用すること。権利擁護研修カリキュラムの作成や後見の質を担保するための「法人後見受任ガイドライン」の作成も急務であるとのことでした。

取り組みの中から見えてきたものは、地域全体の権利擁護支援に関わるしくみを行政とともに作る事が大事で、行政と繋がることは難しいことですが、まずは困っている人がいることを具体的に継続して伝え、行政とともに考えていくことが大事と話されていました。

次に知多地域に成年後見センターが設置された背景の話が今井氏からありました。グループホームで暮らす知的障害の若者の親御さんが病で余命半年という事態が発生し、事態解決のために動き出したのが始まりで、だれが後見人になるのか、どこを受け皿とするのか、名古屋の弁護士事務所へご本人の関係者6人で相談に行くことから始めたそうです。条件に合ったちょうどいいNPOの中間支援団体「地域福祉サポートちた」があり2003年に法人後見をスタートさせたとのことでした。



会場から酒井伸明司法書士が千葉県の取組状況を説明

取り組む過程で社会福祉協議会、行政を巻き込んで、2008年に5市5町からなる成年後見センターが設置され、主な業務は、①法人後見受任、②相談、③普及啓発で、関係団体への出前講座や、行政職員向けの研修会、フォーラム等の開催をしています。

特徴として、全国的にも珍しいNPO法人・社会福祉法人・行政の協働事業。知多管内5市5町行政の広域的な事業受託であること。管内5市5町の福祉行政担当で運営委員会、専門職の運営適正化委員会を開催していること。センター職員が知多5市5町で各種の委員を務めていること。職員の内部・外部研修、啓発活動を実施しています。

センターが支援をしていくうえで大切にしている事は、本人が中心の支援、成年後見制度を使った生活が窮屈にならないように考えるということでした。

お二人の話を聞いて、継続して取り組む尾崎氏や今井氏のような人たちや、行政側にもキーパーソンになる人の存在が重要だと改めて感じました。

「全国権利擁護支援実践交流会」に参加して

PAC ガーディアンズ事務局員 和田 亜希子

令和元年 10 月 12 日、13 日に札幌にて全国権利擁護支援実践交流会が開催されました。

1 日目の基調講演では、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室の竹野佑喜室長より『共生社会における権利擁護支援』と題して、成年後見制度利用促進の取組状況についてご説明がありました。全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるとの観点から、成年後見制度利用促進基本計画の一つである地域連携ネットワーク中核機関の体制整備が急務であるとのことでした。

権利擁護支援のもと活動してきた当法人の担う役割も少なからずあると感じました。

2 日目は、佐藤彰一先生より日本の権利擁護の動向について講演が行われました。社協は、世界の中でも日本独自の組織であること、主な活動の一つであり社会福祉法により運用されている「日常生活自立支援プロジェクト」は、利用者と社協との間の契約システムであり、利用者は法的能力を制限せずいつでもサービスを停止できるため、意思決定をサポートする優れたシステムであることを改めて確認しました。

※全国権利擁護支援ネットワークは、全国各地で権利擁護支援の実践を積み重ねてきた団体・個人で形成しています。現在 154 団体が加盟しています。URL:<http://www.asnet-japan.net/>

ある日の後見日誌



Kさん、重度の身体と知的の重複障害のため長期にわたり、障害者支援施設で暮らしている40歳代後半の女性です。成年後見人に選任されていたお父さんが体調を崩し、3年前から当法人が後見人を引き継ぎました。お母さんは、長年施設の行事に参加されることを楽しみにしていましたが、最近が高齢のため施設に来ることが難しくなっています。お母さんには施設のお便りや私たちの面会時の様子を手紙で送っています。

Kさんは言葉を発することができず、施設の職員の方もKさんの表情や仕草から気持ちを推察されているとのこと。私たちが訪問するといつも部屋の陽の当たる場所を選びながら、ごろんと横になっています。彼女の側に座り「この場所はあったかいねえ」と話しかけながら時間を過ごすと、そんな毎月の訪問を続けているうちに、だんだんと身体を摺り寄せてきてくれるようになりました。最近、私の肩に寄りかかって一緒に時間を過ごしています。言葉での会話はできませんが、彼女の身体の重みが私たちの心の距離を縮めてくれているように感じています。(S.N)

⌘ 成年後見支援センターだより ⌘

①法人後見受任状況（令和元年12月末現在） 船橋市内 79件 船橋市外 32件

	後見類型		保佐類型		補助類型		計 人数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
船橋市内	27人	34%	46人	58%	6人	8%	79人
船橋市外	9人	28%	18人	56%	5人	16%	32人
計	36人	32%	64人	58%	11人	10%	111人

内訳 知的障害61件、精神障害39件、高次脳機能障害7件、高齢者4件

※現在、61名の事務執行者が活動中です。

②PACGのホームページがリニューアルしました。 URL : <http://pacg.jp/>

③事例で学ぶ「福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック」が発刊されました。

(中央法規) 編著：名川勝(当法人理事長)・水島俊彦・菊本圭一

編集協力：日本相談支援専門員協会

◎千葉県権利擁護支援ネットワーク主催
弁護士・司法書士・税理士・社会福祉士による
「暮らしに関わる何でも無料相談会」予約不要
令和二年二月二十九日(土) 十時～十五時半
サンロード津田沼(京成津田沼駅南口直結)